

【特定新株予約権の付与に関する調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この調書は、法第29条の2第6項に規定する特定新株予約権の付与に関する調書について使用すること。
- この調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、付与契約締結日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 「相続人の有無」の欄には、施行令第19条の3第27項に規定する相続人の有無に応じ、「有」の場合は「1」を、「無」の場合は「2」を記載すること。この場合において、新株予約権を与える者が法第29条の2第1項に規定する特定従事者であるときは、「2」（「無」）を記載すること。
 - 「区分」の欄には、取締役等の新株予約権又は特定従事者の新株予約権と記載すること。
 - 「種類」の欄には、普通株式のように記載すること。
 - 「権利行使価額」の欄には、法第29条の2第1項3号の権利行使価額（3において「権利行使価額」という。）を記載すること。
- 「摘要」の欄には、付与会社の設立の年月日を記載することとし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - 法第29条の2第1項ただし書に規定する付与決議の日において、付与会社がその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合
権利行使価額を2で除して計算した金額
 - 付与会社が第11条の3第1項各号に掲げる要件を満たすものである場合
権利行使価額を3で除して計算した金額（当該付与会社が同項第2号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、当該金額及び金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日）
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。